

令和2年度 緊急事態宣言の方針を受けた小中学校における休業について (案)

令和2年度の西東京市立小中学校における新型コロナウイルス感染症対策については、小学校は令和2年4月7日から、中学校は令和2年4月8日から令和2年5月6日まで教育活動を休止し、休業することとしてきたが、令和2年4月6日に緊急事態宣言が発令される方針が示されたことから、急遽、令和2年4月7日の中学校入学式を延期した。

国の緊急事態宣言を受け、西東京市としては児童生徒の命を守ることを最優先、最重要課題とし、3つの「密」を回避するため、また東京都教育委員会が教職員の服務上の扱いについて原則として自宅勤務としたことから、児童生徒の受け入れに難しさが発生したため、学校休業中の登校日、児童生徒の受け入れ（預かり）、校庭開放の実施を見合わせる。

1 教育活動の休業について【令和2年4月2日決定から変更なし】

令和2年5月6日まで教育活動を休業する。

2 教育活動休業中の対応について

(1) 登校日の中止 及び 事務手続き日の設定について

- ・緊急事態宣言が解除されるまで、登校日は設定しない。
- ・教科書及び重要書類の受け渡しを個別に受け渡す期間を設ける。  
(一斉に登校させて学級指導や説明をすることはしない。)
- ・受け渡しは、小学校は原則保護者または保護者同伴の児童とする。中学校は原則保護者とするが、発達の段階に応じて保護者の判断とする。

(2) 児童生徒の受け入れ（預かり）について

- ・実施を見合わせる。

(3) 校庭開放について

- ・実施を見合わせる。